

水を起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種（小）	事故の型	労働者規模
2017	1	5～6	朝食準備中、大鍋に作った味噌汁をスープウォーマーに移しかえようとした際にバランスをくずし、熱湯状態の味噌汁を足に撒いてしまった。	53	140201	11	10～29
2017	1	0～1	豚丼のたれ保存容器を洗浄するため、容器内容物を移し替えようとする際、誤って足に内容物をこぼし、その温度の高い内容物が踝にかかったため、火傷を負った。	35	140201	11	10～29
2017	1	13～14	厨房の洗い場にて昼食後の食器洗いのため1人で作業中、食器の入ったカゴを持ち上げてシンクに入れようとした時、床が濡れていたため、足を滑らせてバランスを崩し、持っていたカゴで左胸部を強く打った。	50	130201	2	30～49
2017	1	12～13	清掃工水面清掃工において河川内の流木撤去を行う為、潮見の関係から、午前中に現場付近にて待ち合せをして打ち合せを行い、最干潮時に流木に玉掛けを行うという事で、三名で作業待機していた。昼過ぎから作業を行ったが、二名で作業が可能で、胴長のサイズも間違っって持ってきていたので、被災者は陸上に残るように他二名に言われて残った。玉掛け作業が終わり、陸上に戻ると被災者がいない事に気づき、携帯電話を掛けたが出なかったので、周辺を捜していると、水面にうつ伏せに浮いている被災者を発見した。	61	30107	10	1～9
			浄水場の3号配水池（3000t）の槽内清掃の為、潜水工法にて潜水作				10

2017	1	9~ 10	業中、突然呼吸音、応答がなくなり、もう1人の潜水士が緊急潜水し救助にあたった。被災者本人がすでに水中マスクを外しており、呼吸確保が出来ず、消防要請をしたが死亡事故に至った。	34	150109	10	~ 29
2017	2	16~17	和食調理場の床を水切りを使用し清掃している時、水切りを手前に強く引いた際、行く足にしていた右足を滑らせ、右膝を捻った。	19	170209	19	~ 299
2017	2	1~2	店舗内においてガス元栓確認の際、濡れた排水溝の蓋で足を滑らせて転倒し、近くの棚で足を強打し受傷したものである。	23	140201	2	—
2017	3	14~15	事業場内の池内に於いて、池面に防鳥テグスを張る作業をしていたところ、バランスを崩し足を滑らせた際、右大腿部を負傷した。	62	130201	2	50 ~ 99
2017	4	17~ 18	工場内にて熱湯消毒作業中に、番重（運搬容器）の蓋を台車内に入れようとしたところ、重さに耐えられず手から離れてしまい、勢いよく台車に入り跳ねた熱湯が右足の長靴の中に入って、右足甲を火傷した。	26	10109	11	500 ~ 999
2017	4	11~ 12	ガスボンベを洗浄して出荷する業務中、操作盤から落下した部品が下部ドレーン付近に落下したため拾おうとし、ドレーンのレバーに当たって押し上げてしまったため蒸気が噴出して右手甲にかかり、熱傷を負った。	50	10809	11	50 ~ 99
2017	4	11~ 12	ガスボンベを洗浄して出荷する業務中、操作盤から落下した部品が下部ドレーン付近に落下したため拾おうとし、ドレーンのレバーに当たって押し上げてしまったため蒸気が噴出して右手甲にかかり、熱傷を負った。	50	170101	11	300 ~ 499
2017	4	13~ 14	雨の日に、倉庫前のなだらかなスロープで三輪車を収納している時に、滑って右手を地面につき転倒した。	58	130201	2	50 ~ 99
			具材加工室において、1つの具材製造を終了し、別メニューの調理				100

2017	9	19~ 20	雨天時、バイクで中央線の無い道路を直進中に前方信号が赤に変わる為、ブレーキをかけ減速した際、タイヤスリップし足で支えようとしたところ、右足が路面で滑り転倒した。	20	80209	17	10 ~ 29
2017	9	20~ 21	滝つぼツアー参加者の携帯電話を滝つぼから探しているとき、川の水のレプトスピラのウィルスが、体内に侵入した可能性がある。ツアーガイド時に一時間近く川で泳いだため、感染した疑いが強いが、その他でもガイド時に川へ入るため場所の特定は困難である。	26	140309	90	1~ 9
2017	10	9~ 10	区画整理地内の歩道舗装工事において、路床発掘時にスコップで雑草の除去作業を行っていた被災者が、フェンスの外側にある雑草を除去しようとフェンスを乗り越え、隣接する調整池の法面付近で作業中、バランスを崩して足を滑らせて調整池に転落した。	20	30106	10	10 ~ 29
2017	11	13~ 14	派遣の方が作業所にて昼食後仕事場に戻る時、地面が濡れていた為、リフト通行用鉄板上にて足が滑り、右膝をついて負傷した。	53	40301	2	50 ~ 99
2017	12	11~12	刺網漁業に従事する漁船（4.9t）に乗船する被災者は、操業を終え、入港する際に岸壁に降りようとしたところ足をすべらせ顔を強打しながら海中に転落してしまった。すぐに救急車を呼び病院に搬送され、一命を取り留めたものの顔の骨が折れており、目に後遺症が残ったため休業することになった。	20	70201	10	1~ 9
2017	12	11~12	施設内レストランで発生したゴミ袋とダンボールを持って階段を下りていたところ、近くにある洗濯機から階段に水が流れており、足元が滑って、腰と背中を強打した。	52	140101	2	30 ~ 49
2017	12	1~2	フェリー乗り場付近の岸壁にて（現地は電灯なし、暗闇）、足を踏み外して水中に落下した（推測）。	61	170201	10	30 ~ 49
2017	12	13~14	ごみステーションにて可燃ごみの収集作業中に、ごみステーションの奥の方に出されていたごみ袋を取るため、左足を踏み入れてごみ袋を掴んでパッカー車にごみを投げ入れようとした際に、足元の板	55	150103	19	100 ~

がごみの汁で濡れており、滑って左足を捻り、左膝に痛みを感じた。

299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html